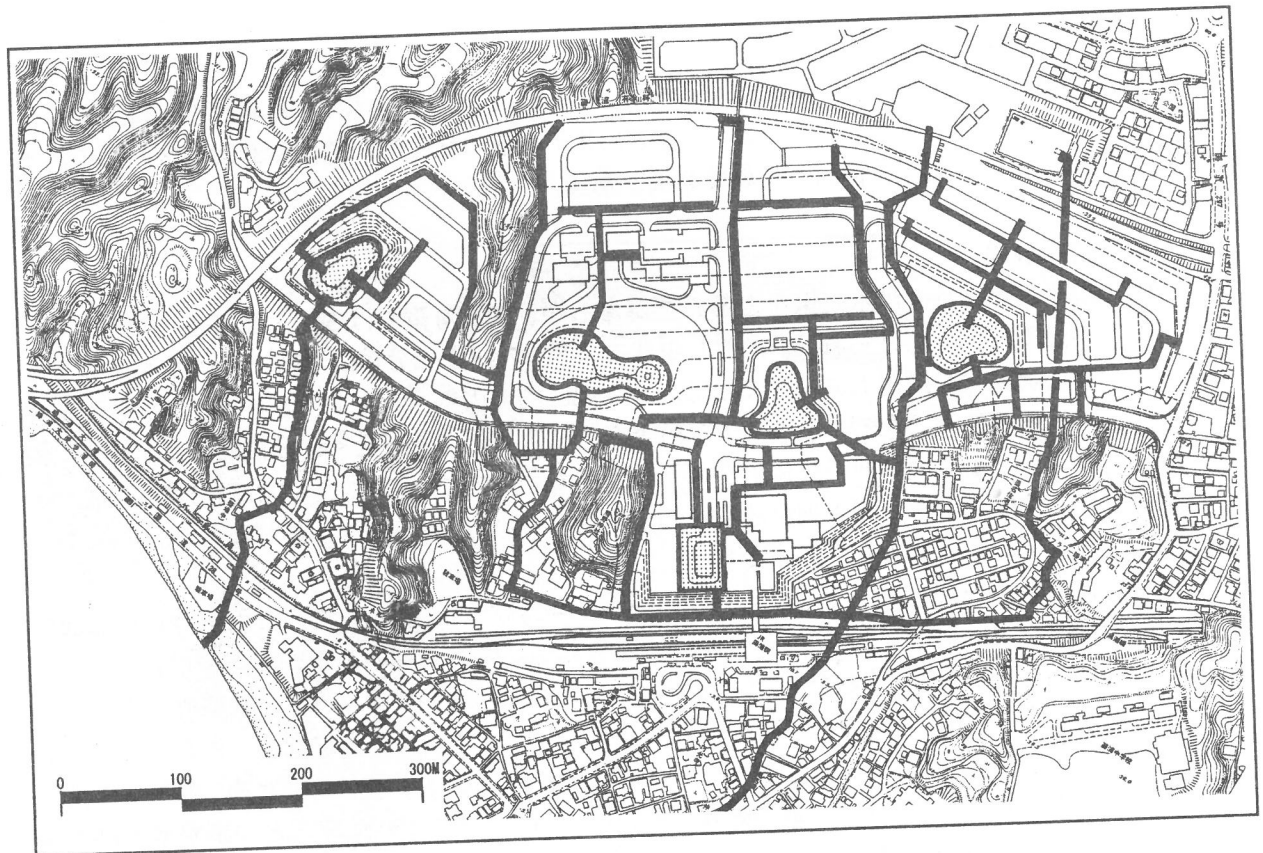


- また、海までの河道を整備して調整池を設置しない場合には、予定地の利用をいずれも周辺の土地利用に沿った整備を行うこととする。(第1期東西線沿いの箇所は造成も行わない。第2期の公園内の箇所は規模を縮小して池として整備する。第3期分は誘致施設用地として整備する。)

図 雨水排水計画

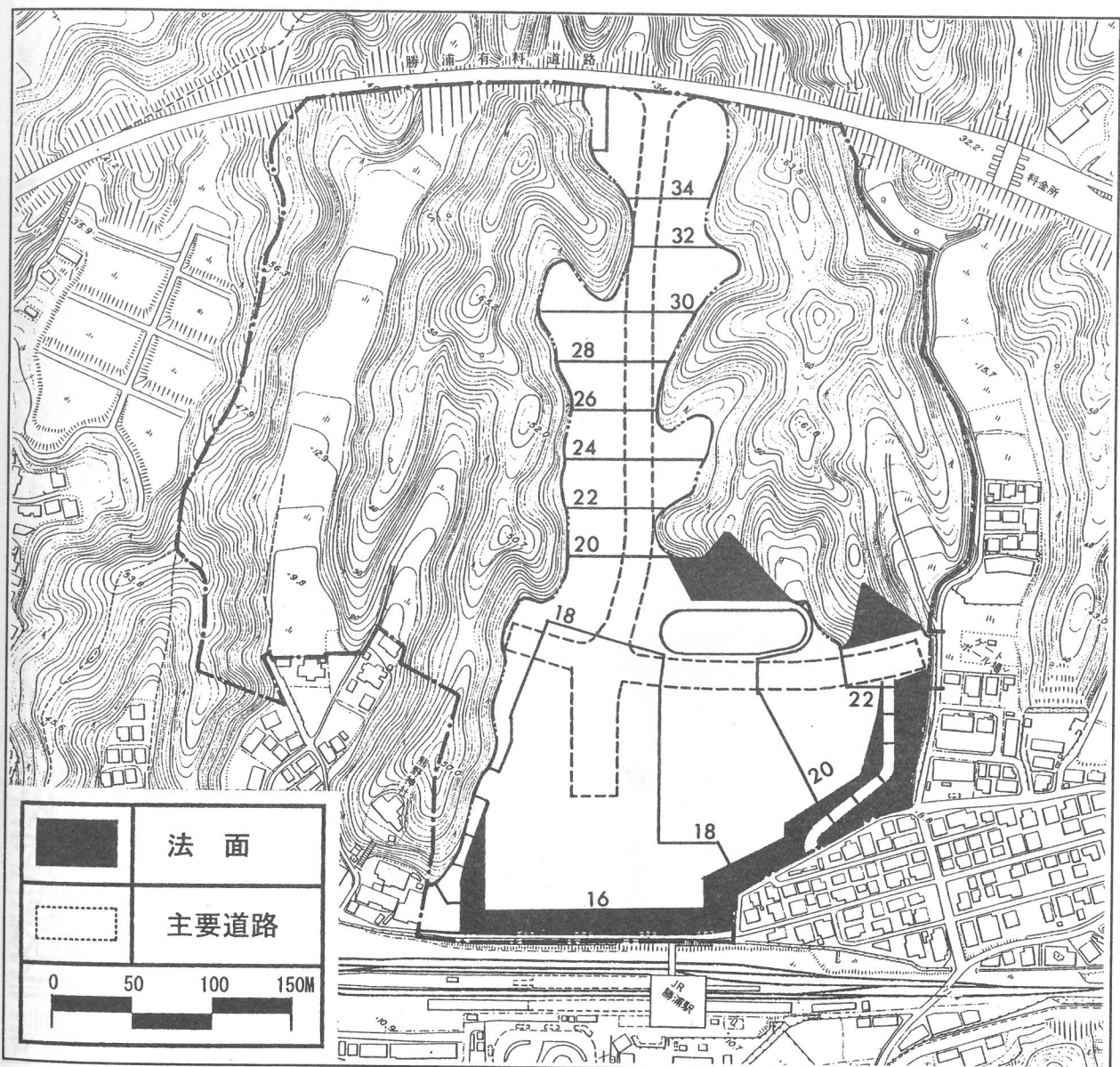


凡		例	
			調整池

(5) 造成計画

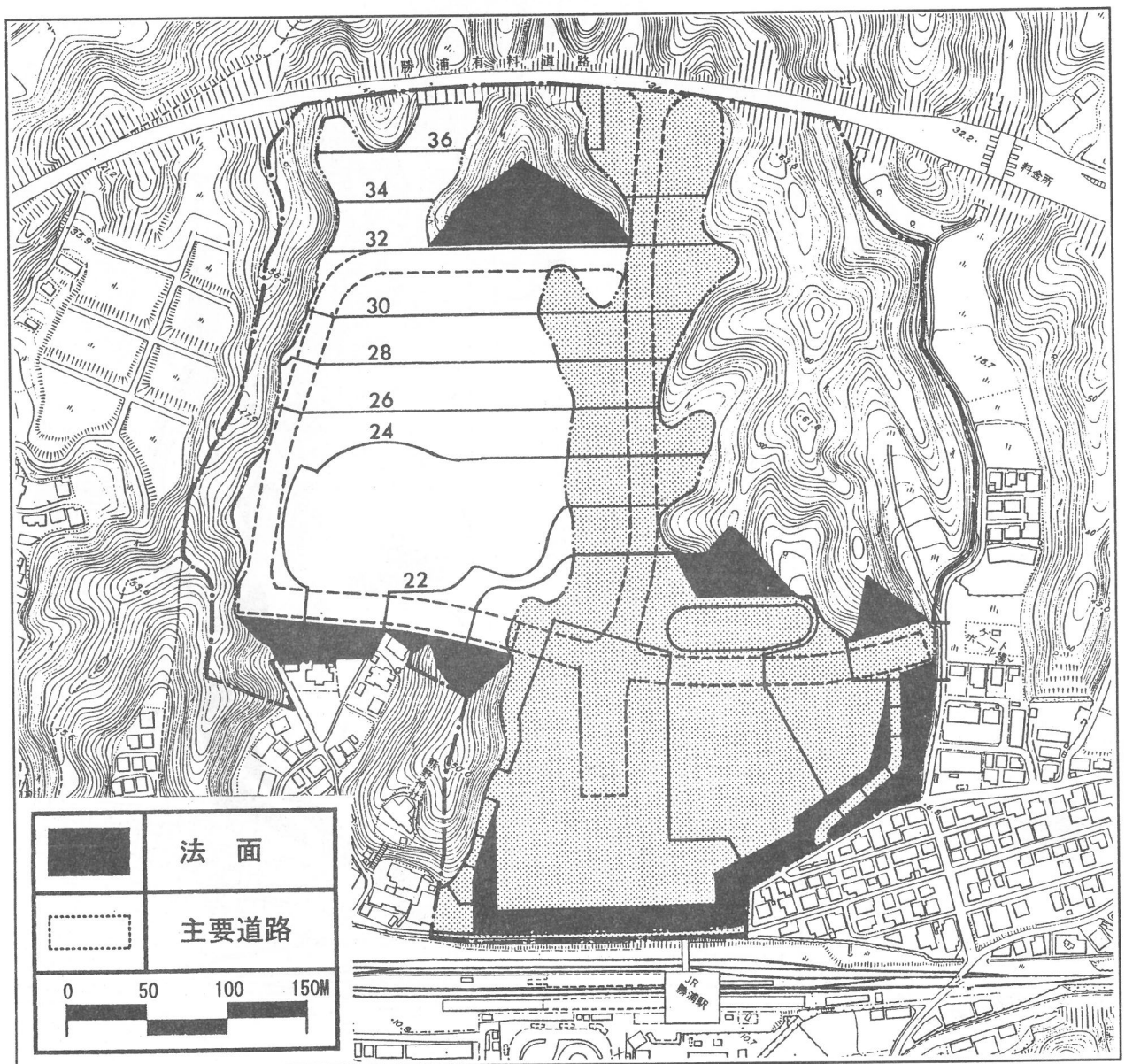
- 第1期造成は、前述の検討のとおり(P45)、駅前の尾根の南部分を切り崩して西隣の沢を埋め立てる形で行う。
- 南側の駅前の地盤を高さ16mに設定し、現況地盤との勾配を約30度以下の土羽で摺り付けることにする。法面には植栽を施す。
- 駅前より北側の勝浦有料道路に向かって最大7%の上り勾配とし、標高36m前後で有料道路に摺り付けることにする。
- 土工量は、切土量、盛土量共に約310,000 m³でバランスさせる。(調整池土量を含む)

図 第1期造成



- 東西線の東ルート部分は、国道 297 号から中央部までの区間で尾根と沢を横断する形で設定しており、造成には、切土量 1,7000 m³、盛土量 103,000 m³で都合 86,000 m³の土量が不足となっている。そのため、第 1 期で整備した東西線の西側で未整備部分に該当する中央の尾根を切り崩して不足土量(86,000 m³)にあてることにする。なお第 2 期造成の終了時までには、東西線の東ルート部分の造成も完了させることにする。
- 第 2 期造成は、東西線以北の中央の尾根(有料道路沿いの尾根北側部分を除く)を切って、西隣の谷津を埋め、ループ線の内側をほぼ平坦に造成する。
- 第 2 期造成の土工量は、切土量 290,000 m³、盛土量 290,000 m³でバランスさせる。(調整池土量を含む)

図 第 2 期造成



- ・ 第3期造成は、土地需要に応じて、残った尾根を切って、平坦地を造成する。この場合、ほとんど残土(660,000 m³)となるので、地区外に搬出する必要がある。

図 第3期造成

